

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第49号 平成 28 年 9 月 15 日

編集・発行 羽村市区画整理部 区画整理総務課
区画整理推進課

羽村駅西口地区に関する 都市計画案を縦覧します

下記の都市計画案について、平成 29 年 1 月施行にむけて、都市計画法第 17 条に基づき、公告・縦覧を行います。

- ①福生都市計画 用途地域の変更
- ②福生都市計画 高度地区の変更
- ③福生都市計画 防火地域及び準防火地域の変更
- ④福生都市計画 地区計画 羽村駅西口地区 地区計画の決定

都市計画案の縦覧

縦覧期間 平成 28 年 9 月 23 日（金）～ 平成 28 年 10 月 7 日（金）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日を除く。）

縦覧場所 羽村市役所 2 階 都市計画課窓口
縦覧図書 都市計画（案）図書（市公式サイトでも閲覧できます。）

意見書提出期間 平成 28 年 9 月 23 日（金）～ 平成 28 年 10 月 7 日（金）
（郵送は 10 月 7 日の消印有効）

意見書提出先

〒205-8601（所在地記載不要）羽村市 都市建設部 都市計画課

（注意事項）

- ・ 意見書を提出できる方は、羽村市民及び利害関係人です。
- ・ 意見書には、必ず本人の住所・氏名、意見対象の都市計画案の略称（①用途地域、②高度地区、③防火地域、④西口地区計画）を記入して下さい。
- ・ 意見書の様式は問いません。
- ・ 提出は、上記へ郵送または直接窓口へ提出してください。
- ・ 問い合わせは、市役所 都市計画課へ 042-555-1111（内線 288）

都市計画案の概要

1 ①用途地域（案）、②高度地区（案）、③防火・準防火地域（案）の概要は以下の通りです。



①用途地域	建ぺい率	容積率	②高度地区	③防火・準防火地域
第一種低層住居専用地域	50% (一部40%)	100% (一部80%)	第一種高度地区	準防火地域 (一部指定なし)
第一種中高層住居専用地域	60%	150% (一部200%)	第一種高度地区	準防火地域
第二種中高層住居専用地域	60%	200%	第二種高度地区	準防火地域
第一種住居地域	60%	200%	第二種高度地区	準防火地域
近隣商業地域	80%	300%	第三種高度地区	準防火地域
商業地域	80%	400%	指定なし	防火地域

2 ④羽村駅西口地区 地区計画（案）の概要は以下の通りです。（地区は、上記の用途地域略図に対応しています。）

地区の名称	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	商業地域
	低層住宅地区	低中層住宅地区	中層住宅地区	幹線道路沿道地区	駅前周辺商業地区	駅前商業地区
建築物等の用途の制限	—	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの ただし、都市計画道路3・4・12号羽箱根線及び同3・4・13号上水通り線に接する敷地は、この限りでない。	—	(1) ボーリング場、スケート場、その他これらに類するもの (2) ゲームセンターその他これらに類するもの	(1) 倉庫業を営む倉庫及び他に賃貸する目的の倉庫 (2) 「建築基準法」別表第2(と)項第3号に規定する工場	(1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第1号から第3号、第6項各号、第9項に該当する営業の用途に供する建築物 (2) 倉庫業を営む倉庫及び他に賃貸する目的の倉庫 (3) 「建築基準法」別表第2(と)項第3号に規定する工場
建築物の容積率の最高限度 (上段：区画道路整備後 下段：区画道路整備前)	100% (一部80%) 80%~100%	150% (一部200%) 80%~200%	200% 80~200%	200% 80%~200%	300% 80%~300%	400% 80%~400%
建築物の敷地面積の最低限度	120㎡以上					
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの後退距離は次に掲げるとおりとする。 (1) 道路境界線から1m以上とする。(2) 隣地境界線から0.7m以上とする。 ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。 ① 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 ② 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの。					壁面の位置の制限なし
建築物の高さの最高限度	10m (※1)	12m (羽村東小学校のみ17m)	15m	15m	21m	—
形態又は意匠の制限	建物の屋上に設置する屋外広告物の上端の高さは、建築物の高さの最高限度を超えてはならない。					
垣若しくはさくの制限	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩のものとし、刺激的な原色をさけるものとする。					
土地利用に関する事項	道路境界の垣又はさくの構造は、原則生け垣とし、コンクリートブロック造、石造等これらに類するものを設置する場合には、高さを宅地の地盤面から1m以下とする。					
土地利用に関する事項	緑豊かでうるおいのある街並み形成を目指すため、住宅地区の敷地内においては景観に配慮した緑化を積極的に推進する。					

※用途地域上（建築基準法）の高さの最高限度を参考に記載しています。

記載内容は概要です。それぞれの都市計画案の詳細については、縦覧図書または市公式サイトでご確認ください。

3. 今後のスケジュール

各都市計画案については、平成29年1月1日施行にむけて、下記のスケジュールで手続き等を進めていく予定です。

年 月	手続き等
平成28年11月中旬	都市計画審議会 諮問
12月上旬	市議会 地区計画条例改正案上程
平成29年1月1日	施行

第3期第4回土地区画整理審議会の開催状況について

去る7月29日に第4回土地区画整理審議会を開催しました。

審議会では、優先的に整備するしらうめ保育園及び羽村大橋周辺地区における仮換地の指定4件について諮問を行い、審議会の意見を伺いました。

審議の結果、これらの仮換地を指定することについて了承をいただきましたので、今後、建物等の移転に向けて仮換地の指定を行っていきます。

本事業の計画的な推進を図るため、引き続き関係権利者をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住所】羽村市羽東 1-29-35

【電話】042 - 570 - 7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分まで



古紙/バルブ配合率70%再生紙を使用